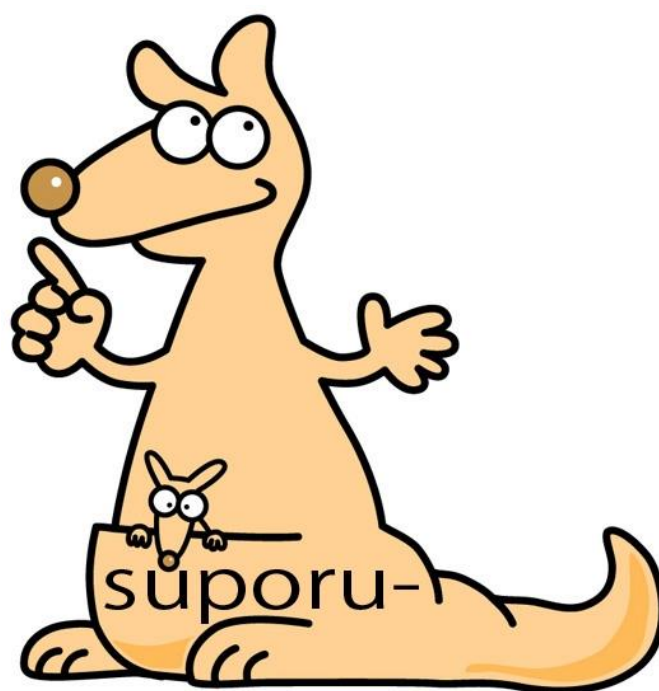


学校運動場夜間照明施設の利用案内



長岡京市教育委員会

◎ 施設の案内

1. 趣旨

学校教育に支障のない範囲で、学校の運動場を夜間に市民に開放し、スポーツ活動の場として利用できます。(学校行事・地域の行事等が優先)

2. 夜間照明の設置校と使用時間

学 校 名	使 用 時 間
長岡第四小学校 長岡第九小学校	午後6時～午後9時
長岡第四中学校	午後7時～午後9時

※準備・後片付けも使用時間に含みます。

3. 使用の種目

学 校 名	使用できる種目	使用できない種目
長岡第四小学校 長岡第九小学校	屋外一般スポーツ種目	軟式・硬式野球等
長岡第四中学校	屋外一般スポーツ種目	硬式野球等

◎ 施設利用の手続き

1. 団体登録

使用できるのは、市内在住・在勤の18才以上(高校生を除く)の者が10人以上の団体並びに公益財団法人長岡京市体育協会加盟のスポーツ少年団です。

(1) 新規登録団体

登録申請書の提出と、講習会の受講が必要です。

夜間照明施設使用団体登録申請書(別紙様式第1号)を教育委員会に提出してください。

随時受付している講習会に、3人以上の受講が必要です。(事前に文化・スポーツ振興室へ予約が必要)

(2) 継続登録団体

毎年度、夜間照明施設使用団体登録申請書(別紙様式第1号)を教育委員会に提出してください。その際、団体登録時にお渡しした鍵をご持参ください。

偶数年度に実施する講習会に1人以上の受講が必要です。

(3) 団体登録の取り消し

登録を許可した場合でも、次の要件に該当した場合は登録を取り消します。

- ・虚偽の申請に基づいて登録した事項を確認したとき
- ・学校施設使用の趣旨に反すると認められるとき

2. 使用の手続き

(1) 申請の受付は、使用する前月の20日前後(会場及び曜日の都合により前後します)に、抽選により行います。

(2) 抽選会当日に受付順に抽選札を引き、札番号の若い順に希望日・場所を決め、学校施設(運動場夜間照明施設)使用許可申請書(別記様式第2号)にて申請してください。

※ 軟式野球をされる団体は、長岡第四中学校しか使用できないため、全体の抽選の前に、1回だけ優先で抽選し、その後軟式野球以外の団体で抽選します。

2順目からは、参加全団体で抽選します。

(3) 抽選会終了後、施設に空きがある場合には、先着順に教育委員会文化・スポーツ振興室で受け付けます。(電話予約は不可。)

(4) 申請書は使用日の3日前までに提出してください。

3. 使用許可

教育委員会が使用を許可した場合は、学校施設（運動場夜間照明施設）使用許可書（兼領収書）（別記様式第4号）を交付します。

なお、月間の許可回数は、1施設につき月4回以内です。

4. 使用料の納付

使用料は、1時間800円です。

使用許可書の交付を受ける際に支払ってください。

◎ 使用許可の取り消し

使用を許可した場合でも、次の場合には許可を取り消し、一定期間使用の許可をしないことがあります。

1. 校庭施設の状態や、公益上の理由により教育委員会が使用を停止した場合。
2. 「使用団体登録責任者の任務」および「使用上の注意事項」に違反する行為があったとき。

◎ 使用料の還付

1. いったん納入された使用料は還付しませんが、次の場合に限り還付します。
 - (1) 雨天時により使用できなかったとき。
 - (2) 校庭施設の状態や公益上の理由により教育委員会が使用を停止した場合。
2. 還付のときは、学校施設（運動場夜間照明施設）使用料還付申請書（別紙様式第2号）を提出してください。
そのとき、申請者の認印、使用許可書、コインが必要です。
3. 還付の申請は、使用できなかった日の翌日以降、速やかに手続きしてください。

◎ 使用上の責任

1. 使用に伴って発生した事故については、教育委員会は一切その責任を負いませんので、利用団体で全て処理してください。
2. 学校施設や設備等を滅失またはき損したときは、その損害を使用者に賠償していただきます。

◎ 使用団体登録責任者の任務

1. 使用中は使用許可書を携帯し、必ず学校に常駐すること。
2. 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
3. 使用中は関係者以外の立ち入りを許さず、あわせて防犯防火に努めること。
4. 使用後は、責任をもって後始末や校内の見回りをするとともに、夜間照明使用日誌（別記様式第9号）により報告すること。
5. 使用に伴う苦情については、責任をもって処理し、必要な場合は教育委員会に報告すること。

使用上の注意事項

学校側の理解と協力により夜間のグラウンドを市民に開放していますので、使用に際しては、次のことに注意し、厳守してください。

なお、使用上の注意事項を守っていただけない場合、学校との信頼関係が崩れ、各利用団体にも悪影響が生じますので、やむを得ずペナルティ（使用停止）を与えることとなります。

また、学校側からの苦情や予告なしの実態調査で違反が判明した場合も、ペナルティ（使用停止）の対象です。

練習試合・合同練習等で相手チームの原因であっても、使用許可をした団体の責任となります。

1. 夜間照明の使用時間・使用場所を必ず守る

- ・使用中は許可書を携帯し、許可を受けた目的以外には使用しない。
- ・使用中は関係者以外の立ち入りを禁止し、あわせて防犯防火に努めること。
- ・使用を許可された運動場・トイレ以外の学校施設には入らない。
- ・小学校は午後6時から午後9時、中学校は午後7時から午後9時。
- ・使用時間以外は学校に入らないようにし、午後9時までにグラウンド整備及び後片付け等を終えて学校内からは退出する。近隣住民の方の迷惑となります。
- ・使用許可時間前からの準備は認めていません。
- ・隣接住民に迷惑な行為は慎むこと。校門前での集合や、大声での会話は住民の方の迷惑となります。

2. 自動車・自転車・バイクの駐車は、必ず指定された場所に置く

- ・「学校施設の配置図（駐車・駐輪場）」に従い、決められた場所に整然と停めてください。
- ・送り迎えのある保護者の駐車についても、利用団体責任者の責任において、指導徹底してください。
- ・教職員の車両が通過できるよう通路には絶対に駐車しないでください。
- ・どの学校においても駐車スペースに限りがあり、また体育館・特別教室も同時に開放しています。多くの利用者が来られますので、次のことを厳守してください。
 - ◆ 路上駐車厳禁 相乗りにて台数制限
 - ◆ 練習試合・合同練習の時は、相手チームにも駐車位置の徹底を
 - ◆ 全利用者がお互い気持ち良く使用できるよう整然と駐車

3. トイレの清掃

- ・毎日子どもたちが掃除しています。夜間使用する大人たちが汚したままにしておくことがないようにしてください。
- ・なお、長岡第九小学校は男子トイレを夜間照明使用団体が清掃して帰ることにしています。女子トイレは体育館使用団体が清掃されます。

<H15.7.1より、学校及び学校開放協議会と協議した結果>

4. ゴミ・タバコ等のあとしまつ

- ・ 飲食・喫煙は禁止ですが、ゴミ等がでたらすべて持ち帰ってください。

5. グラウンドはトンボで整備する

- ・ 小学校では、スパイクの使用は禁止です。
- ・ グラウンドから出る時は、必ず靴底についた砂を落して(足踏み等)から移動してください。（グラウンドの砂が広がり学校側が困っています）
- ・ 特に荒れている箇所（野球では、バッターボックス・マウンド・各塁付近）は丁寧に、サッカー等で広い範囲を使用の時は全面的に整備してください。
- ・ 雨天等でグラウンド状態が悪い場合は使用を中止してください。
- ・ 使用後のサッカーゴール・トンボなど学校の備品は、指定の位置に戻しておいてください。（ゴールを固定している重しも含む）

6. 使用日誌は点検事項を確認し、学校のポストに投函

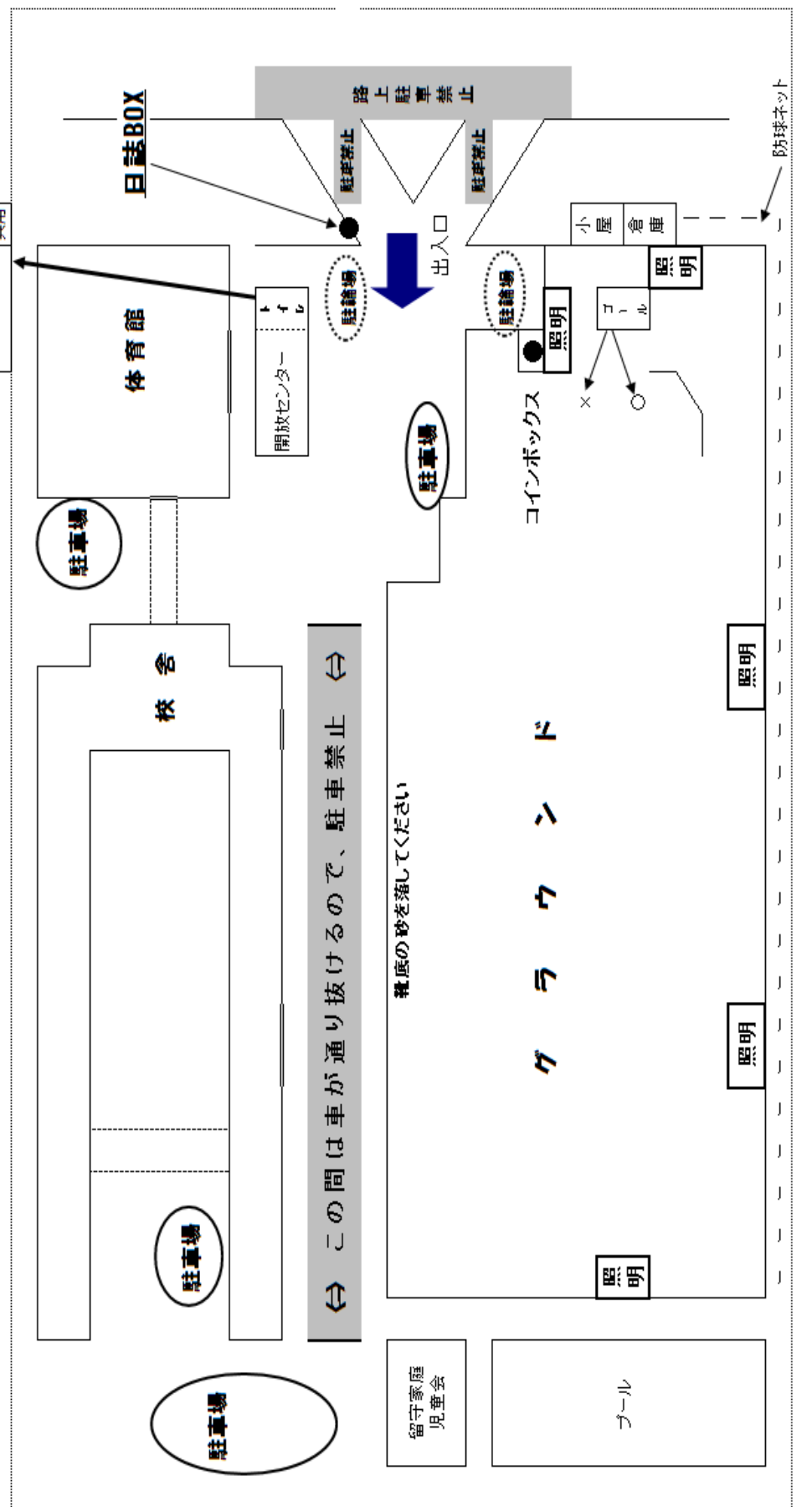
- ・ 使用後は毎回使用日誌に記載されている点検事項を確認し、記入した後は、学校の郵便ポスト(校門もしくは教職員出入口付近)に投函してください。

7. 最後の退出者になる時は、校門のカギを閉める

- ・ 体育館を利用している団体もありますので、お互い連絡を取り合って、校門のカギの戸締りをお願いします。在校者が確認出来た場合のみ、カギをあけたままでお帰り下さい。
- ・ 体育館の利用団体とトラブルがないようにしてください。

性別	男	女	共用
入会者数			
平均年齢			
入会費			
月額会費			
その他			

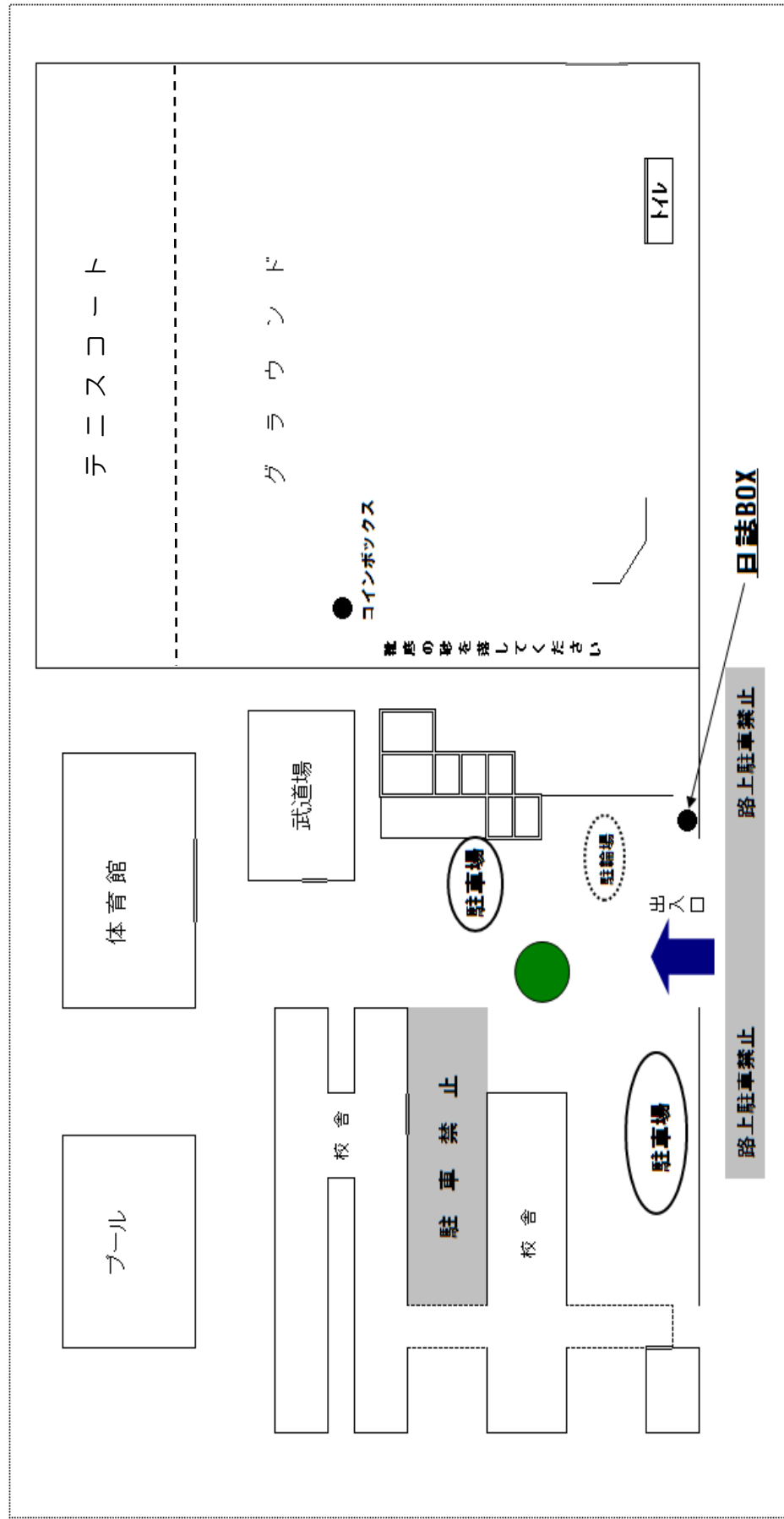
性別	男	女	共用
入会者数			
平均年齢			
入会費			
月額会費			
その他			



長岡第九小学校



長岡第四中学校



◎ 問合せ先

長岡京市教育委員会 文化・スポーツ振興課スポーツ振興係

〒 617-8501 長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

TEL (075) 955-9735 <直通>

[申請、講習会の受付時間] 午前 8 時 30 分～午後 5 時

ただし、土曜・日曜・祝日及び年末・年始の市役所閉庁日は休みです。